【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 変更報告書 No.7 |
| 【根拠条文】 | 法第27条の25第1項 |
| 【提出先】 | 北海道財務局長 |
| 【氏名又は名称】 | 船井　哲雄 |
| 【住所又は本店所在地】 | 北海道旭川市 |
| 【報告義務発生日】 | 令和3年3月23日 |
| 【提出日】 | 令和3年4月9日 |
| 【提出者及び共同保有者の総数（名）】 | 1 |
| 【提出形態】 | その他 |
| 【変更報告書提出事由】 | 株券等に関する担保契約等重要な契約の締結 |

# 第１【発行者に関する事項】

| | |
|---|---|
| 発行者の名称 | 船井電機株式会社 |
| 証券コード | 6839 |
| 上場・店頭の別 | 上場 |
| 上場金融商品取引所 | 東京証券取引所 |

# 第２【提出者に関する事項】

## １【提出者（大量保有者）／１】

### （１）【提出者の概要】

#### ①【提出者（大量保有者）】

| | |
|---|---|
| 個人・法人の別 | 個人 |
| 氏名又は名称 | 船井　哲雄 |
| 住所又は本店所在地 | 北海道旭川市 |
| 旧氏名又は名称 | |
| 旧住所又は本店所在地 | |

#### ②【個人の場合】

| | |
|---|---|
| 生年月日 | |
| 職業 | 医師 |
| 勤務先名称 | 旭川十条病院 |
| 勤務先住所 | 北海道旭川市9条通21丁目2番8号 |

#### ③【法人の場合】

| | |
|---|---|
| 設立年月日 | |
| 代表者氏名 | |
| 代表者役職 | |
| 事業内容 | |

#### ④【事務上の連絡先】

| | |
|---|---|
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 藤本克彦 |
| 電話番号 | 06-4256-1110 |

### （２）【保有目的】

| |
|---|
| 船井電機の創業者の実子であり、安定株主として長期保有を目的としております。 |

### （３）【重要提案行為等】

| |
|---|
| 該当事項なし |

### （４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

#### ①【保有株券等の数】

| | 法第27条の23<br>第3項本文 | 法第27条の23<br>第3項第1号 | 法第27条の23<br>第3項第2号 |
|---|---|---|---|

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 株券又は投資証券等（株・口） | | 11,738,780 | | |
| 新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口） | A | | - | H |
| 新株予約権付社債券（株） | B | | - | I |
| 対象有価証券カバードワラント | C | | | J |
| 株券預託証券 | | | | |
| 株券関連預託証券 | D | | | K |
| 株券信託受益証券 | | | | |
| 株券関連信託受益証券 | E | | | L |
| 対象有価証券償還社債 | F | | | M |
| 他社株等転換株券 | G | | | N |
| 合計（株・口） | O | 11,738,780 | P | Q |
| 信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数 | R | | | |
| 共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数 | S | | | |
| 保有株券等の数（総数）（O+P+Q-R-S） | T | | | 11,738,780 |
| 保有潜在株券等の数（A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N） | U | | | |

②【株券等保有割合】

| | | |
|---|---|---|
| 発行済株式等総数（株・口）（令和3年2月10日現在） | V | 36,130,796 |
| 上記提出者の株券等保有割合（%）（T/（U+V）×100） | | 32.49 |
| 直前の報告書に記載された株券等保有割合（%） | | 32.49 |

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

| 年月日 | 株券等の種類 | 数量 | 割合 | 市場内外取引の別 | 取得又は処分の別 | 単価 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

**（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】**

提出者は、発行者の普通株式及び新株予約権に対し、株式会社秀和システムホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）が実施する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に際し、2021年3月23日付で、公開買付者、発行者及び株式会社秀和システム（以下「秀和システム」といいます。）との間で、資本政策に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結しました。
本契約において、提出者、公開買付者、発行者及び秀和システムは、（ⅰ）提出者は、提出者が所有する発行者株式11,738,780株（以下「本不応募株式」といいます。）全てについて本公開買付けに応募しないこと、（ⅱ）発行者は、本公開買付けの成立後、発行者の株主を公開買付者及び提出者のみとするために必要な手続（以下「本スクイーズアウト」といいます。）を実施すること、（ⅲ）本スクイーズアウトの方法は原則として株式併合（以下「本株式併合」といいます。）によることとすること（但し、本取引（公開買付者が、発行者を完全子会社とすることを目的とし、発行者株式が上場廃止となることを前提とした一連の取引をいいます。以下同じです。）の円滑な遂行その他の目的のために合理的に必要な場合には、本スクイーズアウトは、全部取得条項付種類株式を用いる方法その他の公開買付者、秀和システム、発行者及び提出者が別途合意する方法により行われます。）、（ⅳ）公開買付者及び提出者は、本スクイーズアウトに必要な一切の行為（本株式併合を行うことを付議議案に含む臨時株主総会において賛成の議決権の行使を行うことを含む。）を行うこと、（ⅴ）本スクイーズアウトの効力発生日後、実務上合理的に可能な範囲で速やかに、発行者は、提出者が保有する発行者株式の全てを取得する自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を適法に実施するために分配可能額を確保することを目的として、発行者において、資本金及び資本準備金の額の減少を実施すること、（ⅵ）本スクイーズアウトの効力発生日後、実務上合理的に可能な範囲で速やかに、発行者は、本自己株式取得により、本不応募株式に1株当たり403円を乗じて得た金額を対価の総額として、提出者がその時点で所有する発行者株式の全てを取得し、提出者は当該発行者株式を発行者に譲渡すること及び本自己株式取得の対価の支払日を、公開買付者が株式会社りそな銀行との間で締結する本取引の決済資金に係る融資契約に定める元本返済日以降、発行者の財政状態及び運転資金等の状況を踏まえて別途、公開買付者、秀和システム、発行者及び提出者の間で誠実に協議の上合意する日とすること等について合意しております。
なお、上記（ⅴ)及び（ⅵ）は、何れも本スクイーズアウトを条件とするため、上場廃止後の発行者株式に関する合意です。

**（７）【保有株券等の取得資金】**

**①【取得資金の内訳】**

| | |
|---|---|
| 自己資金額（Ｗ）（千円） | |
| 借入金額計（Ｘ）（千円） | |
| その他金額計（Ｙ）（千円） | |
| 上記（Ｙ）の内訳 | 平成29年8月8日、相続により12,359,288株を取得<br>そのうち、普通株式620,508株を処分し、残高は11,738,780株 |
| 取得資金合計（千円）（W+X+Y） | |

**②【借入金の内訳】**

| 名称（支店名） | 業種 | 代表者氏名 | 所在地 | 借入目的 | 金額（千円） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

**③【借入先の名称等】**

| 名称（支店名） | 代表者氏名 | 所在地 |
|---|---|---|
| | | |